

参議院契約監視委員会の運営等に関する事務要領

平成 20 年 3 月 6 日 庶務部長決定

令和 7 年 9 月 30 日 最終改正

この要領は、参議院契約監視委員会設置要綱（平成 20 年 3 月 6 日 事務総長決定。以下「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、参議院契約監視委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 定例会議

（1）報告

要綱第 5 条第 1 項に規定する定例会議（以下「定例会議」という。）への報告は、原則として定例会議開催月前の一定期間において参議院が締結した契約を集計した次の一覧表を提出して行うものとする。

① 入札及び契約方式別一覧表（総括表）（別紙様式 1－1）

国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる金額を超えない契約については、報告の対象から除外するものとする。

② 入札及び契約方式別一覧表（個別）（別紙様式 1－2）

報告の対象は①と同様とする。

③ 1 者応札・1 者応募の状況及び聴取調査一覧表（別紙様式 1－3）

④ 指名停止の運用状況一覧表（別紙様式 2）

⑤ 談合情報への対応状況一覧表（別紙様式 3）

（2）審議の対象となる事案の抽出

定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、（1）②の一覧表の中から、定例会議開催 2 週間前までに抽出委員が行うものとする。

（3）抽出事案の説明

定例会議での抽出事案の説明は、当該契約を締結した担当者が入札及び契約方式ごとの抽出事案説明資料（別紙様式 4－1～5）を提出して行うものとする。

第 2 再苦情処理会議

要綱第 8 条第 1 項に規定する再苦情処理会議（第 3 において「再苦情処理会議」という。）においては、契約担当官等からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により、審議を行うものとする。

第 3 議事概要の作成及び公表

定例会議及び再苦情処理会議に係る議事概要（別紙様式 5 及び 6）については、速やかに作成し、公表する。

附 則

この要領は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 19 日一部改正）

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 30 日一部改正）
この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。